

税制支援

▶地域未来投資促進法トップ

▶事業者向けページ

# 地域未来 投資促進税制

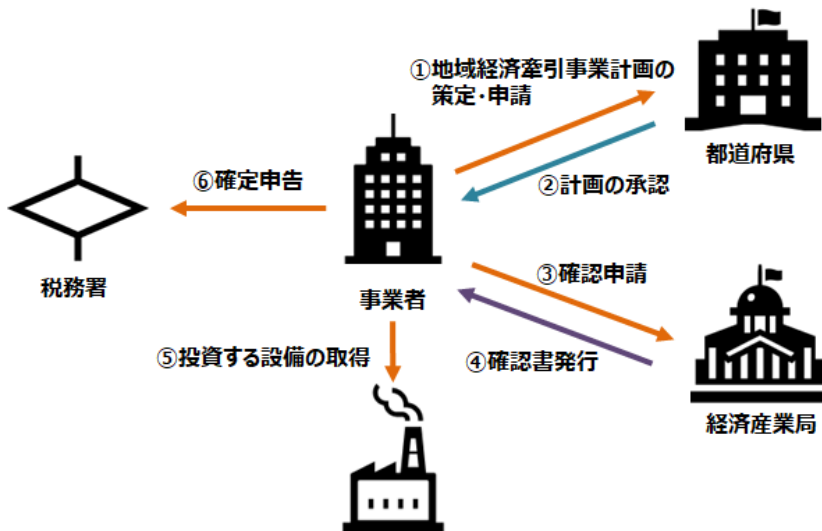


## 地域未来投資促進税制について【適用期限：2024年度末（2025年3月31日）まで】

地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。

本税制措置を受けるためには、【STEP 1】都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（申請先⇒都道府県）を受けた上で、【STEP 2】国（主務大臣）による課税特例の確認（申請先⇒地方経済産業局）を受ける必要があります。

### ○手続きの全体フロー



### ■STEP1（①②）：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

地域経済牽引事業計画の承認を受けるためには、都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合する地域経済牽引事業計画の策定が必要となります。

#### <地域経済牽引事業の要件>

- ①地域の特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

地域経済牽引事業計画の策定方法（地域未来投資促進税制についてはP.21から）をガイドラインで定めていますのでご確認ください。また、地域経済牽引事業計画の承認については、事業実施場所の都道府県にご相談ください。

- 都道府県・市町村が定める「同意基本計画一覧」ページへ
- 地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（令和6年9月）（PDF形式：1,313KB）

<課税特例の要件>

申請にあたっては、大きく通常類型と上乗せ類型 (A, B, C) の3種類があります。

また、要件①の先進性の有無の部分について、上記類型とは違う観点から確認を行うサプライチェーン (S C) 類型、特定非常災害の被災地域にて事業を実施する場合に同要件を免除する災害特例もご用意しております。

★ S C類型の申請を検討している事業者の方は申請内容が複雑なため、事前に地域経済政策課にご相談ください。

上乗せ類型 ↑	要件⑨	経営力の確認を受けた、産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業であって、「 <b>パートナーシップ構築宣言</b> 」の登録を受けており、かつ、 <b>設備投資額10億円以上</b> であること (※計画承認日が2024年9月2日降であること)	
	要件⑦	直近事業年度の付加価値額増加率が <b>8%以上</b> であること (※計画承認日が2019年4月1日以降であること)	要件⑧ 直近2事業年度の平均付加価値額 <b>50億円以上</b> 、かつ、 <b>3億円以上の付加価値額を創出</b> すること (※計画承認日が2023年4月1日以降であること)
C B A	要件⑥	労働生産性の伸び率 <b>5%以上</b> 、かつ、投資収益率 <b>5%以上</b> であること (※中小企業基本法第2条第1項に規定する <b>中小企業者</b> は、労働生産性の伸び率 <b>4%以上</b> 、かつ、投資収益率 <b>5%以上</b> であること)	
通常類型 ↑ ①②③④⑤ + ⑥⑦⑧ ↓	要件⑤	旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率 <b>4%以上</b> 、かつ、投資収益率 <b>5%以上</b> であること (※第40回以降に主務大臣の確認を受けた旧計画であって、上乗せ要件を利用した場合には労働生産性の伸び率について <b>5%以上</b> )	
	要件④	売上高の伸び率が0を上回り、かつ、 <b>過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い</b> こと	
	要件③	<b>設備投資額が前年度減価償却費の20%以上</b> であること (※対象事業者が連結会社の場合にあつては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算)	
	要件②	<b>設備投資額が2,000万円以上</b> であること (ただし、本税制の対象は、対象資産の取得価額の合計額のうち80億円まで)	
	要件①	先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること【労働生産性の伸び率 <b>4%以上</b> 、もしくは、投資収益率 <b>5%以上</b> 】	

**要件① (先進性要件) について : S C類型・災害特例についての取り扱い**

- S C類型 : 海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造  
事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
  - 災害特例 : 免除する
- ※ S C類型、災害特例については上乗せの対象外となるため、通常類型での取り扱いとなります。

**要件③について : 「連結会社」の定義**

地域未来投資促進法における連結会社は、金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び連結の範囲に含まれる子会社を言う。  
『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』第2条より抜粋  
第1号 連結財務諸表提出会社 金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。  
第5号 連結会社 連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。

「連結会社」の定義についてはこちらもご参照ください。  
[地域未来投資促進税制における「連結会社」の定義 \(PDF\)](#)

**(※) 中小企業者の定義について**

上乗せ要件⑥において、労働生産性の伸び率が4%とされる「中小企業者」の定義 (中小企業基本法第2条第1項) と

特定中堅企業の対象外とされる「中小企業者」（産競法第2条第23項）は範囲が異なりますのでご注意ください。

●産競法第2条第23項における中小企業者の定義

<p>■ 資本金3億円以下又は従業員数300人以下であって、製造業・建設業・運輸業その他の業種（下記①～④を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>①資本金が1億円以下又は従業員数100人以下であって、卸売業（④を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>②資本金が5,000万円以下又は従業員数が100人以下であって、サービス業（④を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>③資本金が5,000万円以下又は従業員数が50人以下であって、小売業（④を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>④以下の個別業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）の場合、資本金3億円以下又は従業員900人以下</li> <li>・ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合、資本金3億円以下又は従業員200人以下</li> <li>・旅館業の場合、資本金5,000万円以下又は従業員200人以下</li> </ul>	一般業種系
<p>■ 企業組合</p> <p>■ 協業組合</p> <p>■ 法律により設立された組合及びその連合会であって以下で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業協同組合及び事業協同小組合並びに共同組合連合会</li> <li>・農業協同組合及び農業協同組合連合会</li> <li>・漁業協同組合、業協同組合連合会、水産加工業共同組合及び水産加工業協同組合連合会</li> <li>・森林組合及び森林組合連合会</li> <li>・商工組合及び商工組合連合会</li> <li>・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</li> <li>・消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会</li> <li>・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会</li> <li>…直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、資本金3億円以下又は従業員数300人以下の事業者であること</li> <li>・酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会]</li> <li>…直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、資本金5,000万円以下又は従業員数50人以下の事業者であること（酒類卸売業者については、資本金1億円以下又は従業員数100人以下の事業者であること）</li> </ul>	組合・連合会系
<p>■ 特定非営利活動法人であって、従業員数が300人以下（小売業を主たる事業とする事業者は50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者の場合は100人以下）であるもの</p>	NPO

※ 赤字部分は中小基本法第2条第1項と同様の部分

(※) 特定非常災害で被災した区域について（災害特例）

(1) 対象範囲

本要件の適用を受けようとする事業者については、以下の状況により、対象範囲が異なります。

(ア) 罹災証明書又はこれに準ずる書類\*1（以下「罹災証明書等」という。）の交付を受けた者でない場合

⇒ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等が所在していた区域\*2であること。

\*1 罹災証明書に準ずる書類とは、市町村が条例等に基づき発行する被災証明書等を指します。

\*2 具体的には、承認地域経済牽引事業の実施場所が実際の被災が生じた地域であることを証明するため、承認地域経済牽引事業の実施場所と同一の字に相当する範囲において、罹災証明書等が発行されたことを示す書類（別紙3[特定非常災害特例]）の提出を求めることとします。

(イ) 対象事業者が特定非常災害に基因して罹災証明書等の交付を受けた者である場合

事業の実施場所が当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区内\*3であること

\*3 特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区内については、以下のHPを参照ください。

[内閣府防災 HP（特定非常災害関係）](#)

[内閣府防災 HP（災害救助法関係）](#)

(2) 対象期間

地域経済牽引事業計画の承認日が、当該特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこと。

★ ただし、特定非常災害において中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）又はなりわい再建支援事業（新グループ補助金）の採択を受けた事業については、この特例での申請はできません。

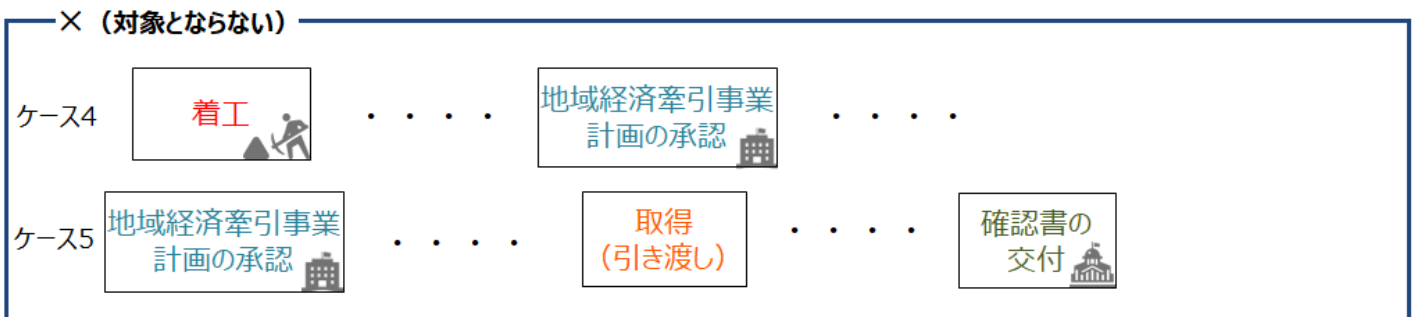
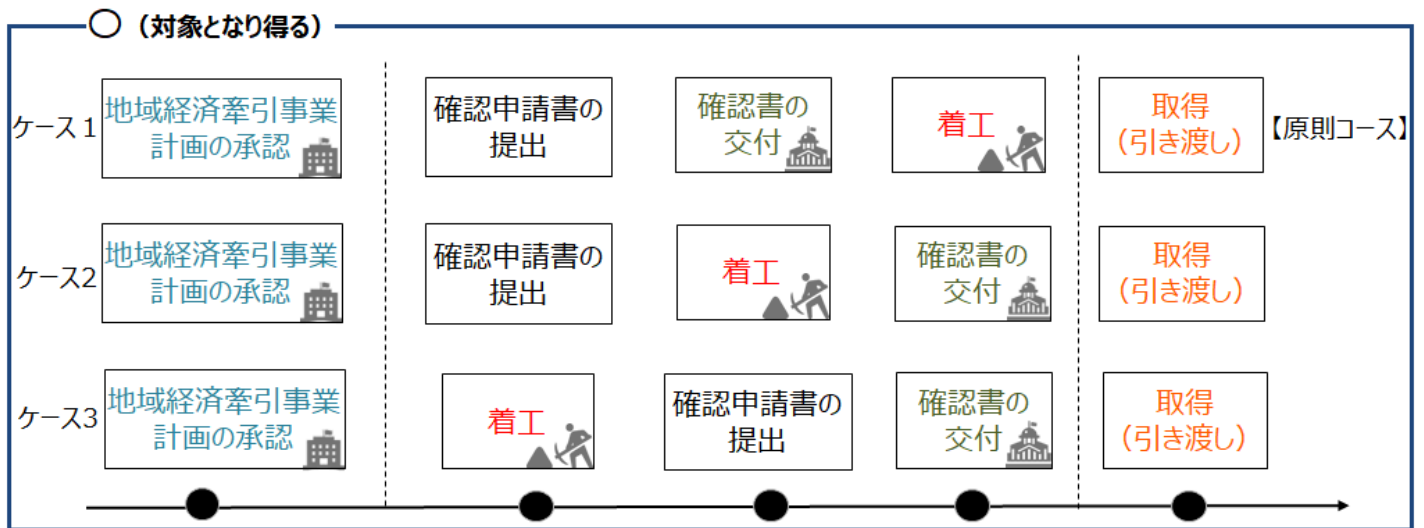
令和6年能登半島地震の発生を受け、災害特例の手続き等についてまとめておりますのでこちらもご参照ください。

- [令和6年能登半島地震に伴う地域未来投資促進税制の運用について（PDF形式：1,160KB）](#)

■ □手続きの流れに関する注意点

★対象資産にかかる工事の「着工」は地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要です。

★対象資産の「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要です。



■ 課税の特例の内容・対象

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せA・B	50%	5%
上乗せC	50%	6%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

■ 税制適用の主な注意点

本税制措置は上記の要件以外に租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。詳細については下記の国税庁ホームページを御確認ください。主な注意点は以下のとおりです。

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の支援対象となる金額は80億円が限度となります。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません。

- [国税庁ホームページ](#)

地方税（固定資産税・不動産取得税）の課税免除または不均一課税について

承認地域経済牽引事業において新たに取得する土地・建物等について、都道府県・市町村の条例に基づき、地方税（固定資産税・不動産取得税）の課税免除または不均一課税を受けられる場合があります。条例の制定状況や詳細の要件、適用期限については各都道府県・市町村へ事前にご相談ください。

主務大臣の確認申請スケジュール

法人税等の課税の特例や地方税の減免を受けるためには、法第25条に定める「主務大臣の確認」を受けることが必要です。



「確認申請書」を提出する際には、事前に提出先となる主務大臣の確定が必要です（※主務大臣については、法第43条第2項参照）。主務大臣を確定させる際には関係省庁との調整を要します。

**「主務大臣把握のための事前締切り」までに、必ず事業実施場所を担当する経済産業局まで事業内容等をご相談ください。**

経済産業局へのご相談は、順次対応いたしますので、期限に余裕を持ったご相談をお願いいたします。

「主務大臣把握のための事前締切り」までに、事業内容等についてご相談がない場合、主務大臣が確定できず**申請することができません。**

日程 (2024年3月～ 2025年3月)	第38回		第39回	第40回	第41回	第42回
	右記以外	災害特例				
主務大臣把握のための事前締切り	3月5日	4月5日	7月1日	9月2日	11月1日	12月17日
確認申請書の締切り	4月1日	5月7日	7月26日	9月30日	11月27日	1月22日
主務大臣による確認日	5月31日		9月30日	11月29日	1月31日	3月24日

※スケジュールは、変更する場合があります。

**※C類型の受付開始にあわせ、申請様式を改正いたしましたので、第41回以降は新様式にて申請ください。**

※申請に関しては、早めに事業実施場所を担当する経済産業局までご相談ください。

※申請に先立って、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があります。

地域経済牽引事業計画の承認に関するご相談は、事業を行う各都道府県にご相談ください。

※この税制は、2024年度末（2025年3月31日）までに対象施設を事業の用に供した場合に適用対象となります。


※主務大臣の確認申請書における「減価償却資産」の欄には、承認地域経済牽引事業計画に係る減価償却資産を全て列挙した上で、主務大臣の確認前に取得等した対象設備については、当該欄内にその旨を記載してください。

#### 適用事例

### 域内企業等の精密微細加工技術を 活用した医療・ヘルスケア関連分野

### 観光資源を活用した 農業・文化体験施設の事業拡充

はん用機械器具製造業 (2018年10月承認)
<p>○企業概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>資本金：約1億円、従業員：約160名 売上高：約30億円</li></ul> <p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>高い精密加工技術が集積している諏訪地域において、半導体の製造工程や医療・医薬品分野で使用されるフィルターを製造。</li><li>国内においてはクリーンルーム内で使用するエアガンの約80%、歯科医療用のデンタルフィルターの約90%で同社の製品が利用されている。</li><li><b>半導体エレクトロニクス市場向けの中空糸膜フィルターの事業を拡大するとともに、成長市場の医療ヘルスケア分野に本格参入すべく、地域未来投資促進税制を活用し、新工場を建設。</b></li><li>本事業を通じて、約2億円の付加価値額を創出。雇用者数は約60名増加、域内の取引額は1.7倍増加。</li></ul>

宿泊業・飲食店 (2018年6月承認)
<p>○企業概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>資本金：約3,000万円、従業員：約200名 売上高：非公表</li></ul> <p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成6年に牧場を創業し、自社ブランド鶏卵の通販事業、スイーツ製造・飲食店運営など6次化を展開。</li><li><b>地域未来投資促進税制も活用し、農泊および農村文化体験宿泊施設を新設・開業</b>（日本政策金融公庫の融資制度を活用）。農業体験プログラムは地元農家の収益源となっているほか、施設は地元住民の雇用創出につながっている。</li><li>コロナ禍において、体験型事業が出来ないなど制約がある中、運営施設への来客数は減少したが、高単価メニューへの改善や通販事業の拡大などにより、約6.5億円の付加価値額を創出。</li></ul> 

#### 関連書類様式

- 課税の特例確認申請書（様式1～3）（Word形式：51KB）[📄](#)
- 別紙1-1（労働生産性の伸び率算定根拠）（Excel形式：14KB）[📄](#)
- 別紙1-2（投資収益率算定根拠）（Excel形式：14KB）[📄](#)
- 別紙2（サプライチェーン類型）（Word形式：31KB）[📄](#)
- 別紙3（特定非常災害特例）（Word形式：33KB）[📄](#)

- [地域経済牽引事業計画関連様式（Word形式：186KB）](#)
- [【参考】地域未来投資促進税制における連結会社の定義について（PDF形式：305KB）](#)

※上乗せC類型にて申請する場合は、併せて下記の特定中堅企業者の確認に係る書類（申請書(PPT)および定量要件確認表（Excel））をご提出ください。

なお、特定中堅企業者については下記リンクをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chuuken/tokutei-chuuken.html>

- [申請書（PowerPoint形式：314KB）](#)
- [定量要件確認表（Excel形式：23KB）](#)

#### 地域未来投資促進法等のオンライン手続きについて

---

地域未来投資促進法等に関する申請、届出等について、オンラインシステム（G Bizフォーム）を活用した手続きを開始しました。

<https://form.gbiz.go.jp/ApplicationList/regional-future-home/>

-  [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#)

最終更新日：2024年10月2日